契　約　書　別　紙　通所型サービス（第１号通所事業）

＜平成 30 年 4 月 1 日現在＞

○　担当者

氏　名　柳沼　淑子　　（　電話０２４－９６２－４１４５）

○　通所型サービス（第１号通所事業）の内容

(1)　ご利用日

週１回から２回　　利用曜日は、相談に応じます。

(2)　ご利用頂ける時間帯

午前９時３０分から午後４時４０分の間

ご利用場所

郡山市上亀田２１番地の５　　富田デイサービスセンター

(3)　ご利用可能施設等

デイルーム・食堂　　１３２㎡

浴室（リフト付浴槽・5 人浴槽）

送迎車９台

(5)サービス内容

通所型サービスの内容は、利用者個々の介護予防通所介護計画に従い、次の中から選択的に行うものとする。

①　送迎、食事の提供、入浴介助、アクテイビテイ（集団的レクレーション、創作活動などの機能訓練）、生活相談、その他必要な介護等、サービス提供時間中をとおして必要な援助。

②運動機能や生活機能訓練

○料金

お支払いただく料金は下記の料金の 1 割、ないしは 2 割負担となります。

※1 割の方は、①本人の合計所得金額が 160 万円未満。②本人の合計所得金額が 160 万円以上あり、同一世帯の第 1 号被保険者の年金収入、その他の合計所得金額が 280 万円未満、2 人以上の世帯で 346 万円未満の方が対象となります。

※2 割の方は、本人の合計所得金額が 160 万円以上ある。②以外の方が対象となります。

（１）基本料金

	１月あたりの料金	一割	二割
総合事業対象者	16,470 円	1,647 円	3,294 円
要支援１	16,470 円	1,647 円	3,294 円
要支援２	33,770 円	3,377 円	6,754 円

（２）食事代

１食　　５５０円

（３）サービス提供体制強化加算

総合事業対象者の方は、１月当たり 720 円（一割 72 円、二割 144 円）

要支援１の方は、１月当たり 720 円（一割 72 円、二割 144 円）

要支援２の方は、１月当たり 1,440 円(一割 144 円、二割 288 円)

（４）介護職員処遇改善加算費

基本サービス費に各種加算減算を加えた所定単位数の 5.9%分の加算が算定されます。

（５）その他

①サービスを提供する対象地域外からのご利用について契約を締結した場合、その交通費については、対象地域境界からの距離数で算定し、１ｋｍ当たり 20 円とします。

② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があり、その時は、一旦 1 日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。そして利用者が介護保険者の窓口にその証明書を提出することにより、差額の払い戻しを受ける事ができます。

○ 健康上の理由による中止

(1) 風邪等、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

(2) 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスに内容を変更または中止することがあります。その場合は、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

(3) ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

緊急連絡先	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
	続　　柄	

主治医	病院又は診療所名	
	医 師 名	
	住　　所	
	電話番号	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆
電　　話　：　０２４－９６２－４１４５
担　　当　：　柳沼　淑子
（受付時間　月　～　土曜日　8 時 30 分～17 時 30 分）
※日曜日、お盆休み、年末年始を除く

○　記載内容基準日

平成 30 年 4 月 1 日

【事業者】

《事業所名》　富田デイサービスセンター　（福島県 0770301034 号）

《住　　所》　福島県郡山市上亀田２１番地の５

《代表者名》　橋本　真摘　　印

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成　　年　　月　　日

【利用者】

《利用者名》　　印

《代　理　人》　　印

(利用者との関係　　)